

第 6 回 不正競争防止小委員会 資料 5-1「データ利活用の促進に向けた制度について」に対する意見

第 6 回 不正競争防止小委員会 資料 5-1「データ利活用の促進に向けた制度について」に関する JEITA 会員企業の意見は下記の通りである。議論の取りまとめに際し、ご参考いただきたい。

1. 改正の趣旨

- 不正利用への懸念がデータ提供の意欲を減退させることを、データの流通・利活用が進まないことの理由とし、保護・規制ありきの趣旨となっているように見受けられるが、データ取引についての商慣習が確立していない中、予測可能性の低い、行き過ぎた規制の導入は、データ取得・利用側に不安を与え、新たなデータ利活用形態の模索に対して萎縮効果を与えることへの配慮も必要であり、提供側と取得・利用側のどちらにも偏らない、バランスのとれた検討が必要と考える。
- データ取引について、日本が諸外国に先行して過度の規制を行うことで、日本企業の取組が海外企業に対して劣後する等、国際競争力を損なわないよう配慮が必要と考える。

2. 保護客体

- 外部提供用データは、不用意に影響が拡大するのを避けるためにも、謙抑的に規定すべきである。すなわち、想定される外部提供用データは、
 - ▶ 広く不特定のものに提供するためにデータ提供者が準備したデータであり、
 - ▶ 個々のデータではなく、集合していることにより価値が生じるレベルの量が存在し、
 - ▶ その時点での技術水準に比して相応の技術的管理がなされていることにより、管理の意思が明確なデータであるべきであると考え。
- 保護客体に営業秘密を含まないこと、言い換えると、秘密保持契約に基づく提供や秘密保持義務を課した上での委託先への提供等は外部提供性を満たさないことを、明確化すべきと考える。
- 技術的管理性については、不正競争行為とする行為態様の定義にも影響を与え得るものであり、管理の意思が明確に認識できる水準の要件を課すべきと考える。
- オープンなデータを保護客体から外す方向性には賛同する。また、完全同一でなくとも実質的に同一とみなせるものであれば、保護客体から外すべきと考える。保護客体が満たすべき要件およびオープンなデータと同一とする範囲について、WG にて検討を行うことには賛成するが、保護客体の範囲が不必要に広がらないよう、謙抑的な検討が必要と考える。

3. 行為態様

●不正取得類型に民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定、信用回復措置）を導入する点について

- 不正取得類型についても刑事措置の導入を見送るという判断については、賛成する。
- 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号、第 12 号で規制外とされる技術的制限手段の無効化行為（とそれによ

る技術的制限手段が施された客体の取得・利用)が、今回の検討により不正取得・使用として規制の対象とならないことを明確にしていきたい。今回の規制の客体とされている、データ提供事業者A社の「外部提供用データ」には、映像、音、プログラム等も含まれることから、外部者Bの取得行為等について、第11号、第12号との関係が生ずる。第11号、第12号は、技術的制限手段の無効化のための装置等の提供を規制する一方で、無効化行為それ自体(とそれによる技術的制限手段が施された客体の取得・利用)は規制していない。立法時ならびに平成23年改正時にも、個々の技術的制限手段の回避行為そのものを不正競争防止法における規制の対象とすることは消極的に解することが適当とされてきた。今般、この考え方を修正すべき特段の事情は見当たらない。仮に、今回の検討により技術的制限手段の無効化行為(とそれによる技術的制限手段が施された客体の取得・利用)が規制の対象とされることになれば、第11号、第12号の規律を前提に行われている産業界の活動に影響を及ぼすと考える。

- 管理侵害による場合のみならず、「データ」の「取得」「使用」の定義が電磁的な記録や処理に限定されていない(特段の定義がない)以上、あらゆる情報の使用(第11号、第12号にいう「視聴」によるものも含まれる)が含まれる。著作権法が著作物から情報を得ること自体について制限を課していないことに比して、非常に広範かつ影響の大きな規制となるため、「データ」やその「取得」「使用」行為について定義が検討されるべきと考える。
- 管理侵害の定義を不正競争防止法第21条第1項第2号に規定される行為とした場合、「その他の所有者の管理を害する行為」も含まれる。当該「その他の所有者の管理を害する行為」は、刑事罰としては範囲が広すぎるとの批判が従前からあったところ、狭く解釈されてきた経緯がある。今般、民事措置であるデータの管理侵害に対する規制にこの定義を用いるならば、従前の規定との解釈の整合性を検討し、従前狭く解釈されてきた文言が不必要に拡大しないよう、十分な配慮が必要であると考える。

●著しい信義則違反類型に民事措置を導入する点について

- 悪性の高い正当取得者C社によるデータの使用・提供行為について規制を及ぼすことは賛成である。ただし、当該行為については限定的に解釈されるべきである。たとえば正当取得といえども、外部者Bの管理侵害行為と同等の悪性を持つ行為により取得した場合、つまり、当初から契約の履行の意思がないにもかかわらず、契約を履行するかのように装ってデータを入手するような行為は、詐欺行為とも評価し得、規制の対象となりうる。なお、前述のような場合を除き、正当に契約を締結して取得した後に権限外使用・提供を行った場合には契約上の債務不履行の問題として、契約自治の適用がなされるべきである。
 - ▶ 図利加害目的および著しい信義則違反をもって「良い契約違反」と「悪質な契約違反」を判別しようとする試みもあるが、そもそも契約法上は債務不履行について故意の有無、過失をもってその対応を区別することは行われておらず、不正競争防止法においてその概念を取り入れることは契約実務に混乱をもたらすものである。
 - ▶ なお、図利加害目的の事例として挙げられている一部の事例については虚偽事実の告知であったり、その他の不正競争行為として規制されうるものである。
 - ▶ 営業秘密において同様に図利加害目的が要件とされていることを以て、本件に関しても同様に扱うべきとの考えも出されているが、営業秘密においてはその価値の源泉である秘密管理性は契約上の秘密保持義務・使用制限において担保されなければならない性質のものであり、その限りにおいて契約上の債務不履行については厳しく規制を求め、他方で些細な不履行に対しては除外することでバランスを求めているのに対し、本件の対象のデータにおいてはそもそもデータ自体には何らの制約も付されていない中でもっぱら行為の悪性を評価するために、営業秘密と同じ基準で図利加害目的を当てはめて論じることは著しくバランスを失するものである。
- なお、正当取得者C社の行為の是非については技術的管理手段の回避ではなく、契約を基礎に不正競争行為

の有無を判断するところ、そもそも前提となる契約において課される制約・義務の内容や程度、債務不履行の場合の対応等については何ら議論されることなく、いかなる契約であっても不正競争行為の基礎となりうることは、取引当事者間において慎重に取引内容を合意し、取引の安全を促進するという契約法の理念とは相反し、曖昧な契約によっても一方当事者のみが保護されるという結果を招来しかねない。これについては、法制後の指針で明らかにすれば良いというレベルのものではなく、むしろデータ取引における契約実務がある程度確立した上で、契約による保護・権利行使によっては不十分な点を立法事実として規制を議論すべきであると考えている。

- 図利加害目的および著しい信義則違反の明確化について、WGにて検討することには賛成するが、法案が提出される前に明確化できない場合は、正当取得者C社の行為を規制対象から外すべきと考える。

●転得類型に民事措置を導入する点について

- 転得類型の内、取得時に不正取得類型と同等の悪質性が認められる行為、つまり、取得時悪意に限り、民事措置の導入を検討しても良いと考える。
- 過失については、注意義務の存在が前提となるところ、転得者D社はデータの取得に際して上流の入手過程まで確認する義務を負っていないと考えるので、軽重問わず過失を規制対象から外すべきと考える。
- 事後的悪意の場合については、入手先との当初の契約の範囲内での使用・提供を認めることにより転得者D社の保護のバランスをとろうとする試みも提案されているが、当該契約の範囲外の使用・提供行為をデータ提供事業者A社が差止めることができるなら、転得者D社は自己の締結した契約を第三者（データ提供事業者A社）により解釈され、その効果を争うこととなる。これは、営業の自由と予測可能性を著しく害することとなる。また、当初の契約の利用権の範囲のみを取り出して、セーフハーバーとするのか、それとも契約自体は有効と認めるものか、そして後者の場合には継続的契約の取扱いをどうするのか（自動延長の場合や、対価の継続的支払の場合の対価の帰属等）、複雑な問題が生じると考える。

●データの不正使用により生じた物（物品、学習済み AI プログラム、マニュアル、データベース等）のうち、元データが認識できないものは保護客体となる「データ」に含まないとする点について

- データの使用により生じた物のうち、元データが認識できないものを、保護客体となる「データ」に含めないことには賛成するが、元データが認識できても、それが全体の一部であって不可分なものについても、保護客体となる「データ」に含めるべきか否か、慎重な検討が必要と考える。

以上

意見対象資料：産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会（第6回）資料5-1「データ利活用の促進に向けた制度について」

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/fuseikyousou/pdf/006_05_01.pdf